

会 議 録

1 会 議 の 名 称	教育福祉常任委員会
2 日 時	平成31年 3月 4日 (月) 午前 9時30分 開会 午後 10時44分 閉会
3 場 所	第2委員会室
4 出 席 者 (7人)	山田 昌紀 中山真由美 宮脇 俊彦
	斉藤 裕樹 土山由美子 相馬 欣行
	大山 学
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員 (7人)	副市長 (宍戸 晴一)
	保健福祉部長 (小林 幹夫)
	子ども部長 (岩田 孝)
	障がい福祉課長 (鎮目 光章)
	子ども部参事 (兼) 子ども育成課長 (大山 剛)
	障がい福祉課障がい福祉係長 (目黒 亜希子)
	障がい福祉課障がい者支援係 (遠藤 知成)
7 傍 聴 者	なし
8 事 務 局	主幹 (兼) 係長 主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 議案第9号 伊勢原市児童発達支援センター条例の制定について
結 果 採 択

午前9時30分 開会

○委員長【山田昌紀議員】 ただいまから、教育福祉常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

会議は、配付してあります次第により進行いたします。

ここで、執行者側から宍戸副市長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○副市長【宍戸晴一】 おはようございます。

本日、教育福祉常任委員会におきましてご審査願います議案は1件でございます。議案第9号につきましては、心身の発達において特別な配慮が必要な児童に対して、必要な療育指導を行うとともに、その家族に対する支援等をあわせて行う中核的な療育支援施設といたしまして、伊勢原市児童発達支援センターを新たに開設するに当たりまして、その設置、事業内容等、必要な事項を定める必要がございますことから、新たに条例を定めるものでございます。先般の本会議におきましてご審議いただいているところでございますけれども、本日、当委員会における詳細なご審査をお願いするものでございます。ご質疑に対しましては的確にお答えできるよう努めてまいりますので、ご審査の上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長【山田昌紀議員】 ありがとうございます。

それでは、「議案第9号、伊勢原市児童発達支援センター条例の制定について」を議題といたします。

本件については、本会議の際、細部にわたって説明がされていますので、直ちに質疑に入ります。なお、発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、質疑項目が多い場合には3項目程度に区切ってお願いいたします。

○委員【斉藤裕樹議員】 それでは、質問させていただきます。

まず、基本的なところで、今回、センターの設置に至った経緯を伺います。

それから、建物の老朽化の課題がありますが、今後の清潔で心地よく過ごせる環境整備の考え方を伺います。

まず、お願いします。

○障がい福祉課長【鎮目光章】 それでは、今の質問にお答えします。

1点目のセンターの設置に至った経過につきましては、児童発達支援センターの設置については、平成24年に児童福祉法の改正により児童通所サービスの体系が見直され、市町村が実施主体となりました。本市におきましても児童発達支

援事業を開始するとともに、センター設置に向けた検討、調整を進めてきましたが、児童発達支援センターでは給食提供を行うために、施設内に給食設備を有することが求められ、既存施設である、すこやか園の活用の検討や、民間事業所が新規事業を立ち上げる際の児童発達支援センターの実施の促しをしましたが、設置には至りませんでした。そのため、対象児童には隣接の平塚市、秦野市の施設を利用していただいていたいました。今回、平成31年3月をもって中央保育園が民営化されることとなり、あいた施設の有効活用を検討する中で、未就学児童が対象である保育所という施設の特性を踏まえると、施設の老朽化の問題はあるものの、設備的に大規模改修をせず利用できる事業として、保育所と同じ児童福祉施設である児童発達支援センターとして利用することが適当であるとし、設置することとしたものです。

2点目の建物の老朽化の課題について、環境整備の考え方にお答えします。今回、駐車場の整備及び電話配線等の工事を予定しておりますが、大規模な改修は考えておりません。中央保育園の園舎は、現在も未就学児童が利用している施設でございます。また、建物の耐震診断においては基準を満たしておりますので、当面の10年程度は利用できると考えており、この間に、事業継続を前提に、民営化や建てかえ等の検討を行っていきたいと考えています。

以上です。

○委員【斉藤裕樹議員】 了解しました。

次の質問をします。利用定員30名という、先日の説明がありましたが、30名の根拠を伺います。

もう1点、医療的ケアを必要とする利用者など、さまざまなニーズがあると思いますが、対応方法を伺います。

○障がい福祉課長【鎮目光章】 利用定員30名の根拠ですが、定員については、神奈川県障害児通所支援事業の指定基準に、指導訓練室の定員は、おおむね10人とすること、指導訓練室の面積は障がい児1人当たり、床面積が2.47㎡以上、遊戯室の面積は児童1人につき1.65㎡以上とする規定があります。現レイアウトから4つの教室を想定しておりますが、1つは職員室とする予定です。このことから、1クラス10人の3クラスにしたいと考えています。

2点目の医療的ケアを必要とする利用者等の対応について、お答えします。医療型児童発達支援としての事業実施は考えておりません。ただし、身体状況や安全性等を考慮した上で、受け入れが可能な児童については利用可能とします。また、現在、すこやか園において重症心身障がい児クラスを設置しておりますので、医療的ケアの児童の受け入れにつきましては、ほかの事業所も視野に入れながら、相談支援の中で利用調整を図ってまいります。

以上です。

○委員【斉藤裕樹議員】 ありがとうございます。

最後に1点確認させてください。行政として就学前療育で大切なことについて、お考えを伺います。

○保健福祉部長【小林幹夫】 それでは、行政として就学前療養で大切なことについてお答えさせていただきます。乳幼児期は、障がいの有無にかかわらず、子どもの生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であると考えております。子どもが充実した毎日を過ごし、望ましい未来をつくり出す力の基礎を養うために、子どもの発達の過程、特性等に十分配慮しながら、子どもの成長を支援する必要があります。そうしたことから、就学前療養につきましては、発達に不安を感じた早い段階から必要な支援を継続的に行うことで、将来の子どもの発達、成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、今、どのような支援が必要かという点に重点を置いた中で、子どもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上の課題に対応していくことが必要であると考えております。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 では、質問させていただきます。

今、定員について、面積当たりで4つ大きい部屋があつて、1つが職員室で、3つ、1クラスといいますかね、となりましたけれども、本会議でもちよつとありましたけれども、実際の要望は、もっと来ることも考えられると思うんですけれども、そうした場合はどう対応されるか。1点。

それから、予算が、これについて5714万円ということで、既存の施設を改修してやると伺っていますけれども、これで対応が、新しい取り組みですけれども、職員の対応も含めてできるのかという点について伺いたい。

もう1点は、あそこは住宅街の中に、もともと施設がありますから、地域の自治会なり、皆さんとの調整は大丈夫なのかという3点について伺います。

○障がい福祉課長【鎮目光章】 1点目の人数が多くなつたときの対応でございますが、施設の設備基準、先ほどお話ししたとおり、児童が過ごすメインの部屋となる指導訓練室の定員が、おおむね10人とされており、30人という定員を超える場合は、近隣市の施設も含めて利用の調整を行っていきたいと思います。

2点目の予算5714万円の内容で、これで大丈夫かということでございます。予算計上の内訳としては、光熱水費などの需用費が257万3000円、通信料などの役務費が14万1000円、各種保守点検と児童発達支援センター業務に係る委託料が5254万円、機材のリース料など使用料及び賃借料が54万円、電話配線工事などの工事請負費が15万2000円、パーティションなどの備品購入費が119万5000円となっています。また、障がい福祉課の予算ではないんですが、駐車場の工事請負費として、子ども育成課で291万5000円を計上しているところです。施設の維持管理に係る費用は、これまで保育園として運営していた費用をもとに算出しているところです。また、児童発達支援センター業務の委託料につきましては、定員の30人が全員通所した場合の給付費相当額を算出根拠としていますので、事業運営は成り立つと考えています。

あと、市民への対応ということですが、地元の自治会や近隣住民につきましては、これまでも中央保育園のところは駐車場がないというところで、送迎のとき

にご理解をいただいていたというのは聞いておりますので、そういったところも含めまして、これから丁寧に説明を行っていきたいと考えております。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 駐車場は別に確保している予定になっていると理解していいんですかね。

○障がい福祉課長【鎮目光章】 現在は駐車場はないんですけれども、園庭の一部に駐車場スペースを設けて、そこで送迎はできるように、送迎バスとか、ご自身で送迎される方の送迎場所という形で考えております。これから工事することになります。

以上です。

○委員【土山由美子議員】 それでは、質問させていただきます。児童発達支援事業の対象年齢は何歳から何歳くらいまでを想定していらっしゃるのか、説明をお願いいたします。

それから、年齢別の利用形態、プログラム等について、大まかに幼稚園相当のお子さんは週何回ぐらいとか、障がいにもよると思いますが、大体のプログラムや利用形態をご説明いただければと思います。

それから、保育所等訪問支援事業については、在籍している児童が保育所等でスムーズに日常生活が送れるようにサポートするというような説明かなと思うんですけれども、在籍児童がいない保育所に対してのサポートや相談などは考えているのかどうか、お願いいたします。

○障がい福祉課長【鎮目光章】 それでは、3点の質問にお答えします。

1点目の対象年齢ですが、児童発達支援センターの対象年齢は、おおむね3歳児から就学前までを考えております。

2点目のプログラム等でございますが、利用される児童の年齢や特性、発達の状況に応じた形でクラス編成を行い、日々の活動の中で日常生活動作の習得や集団生活の適応訓練、また、子どもが見通しを持って自発的に行動ができるような工夫をしながら、一人一人の児童発達支援計画に基づいたプログラムを考え、療育指導を行ってまいりたいと考えております。今、年齢別で週何回とかというお話でしたが、基本的には全員週5日の通園を考えております。

3点目の保育所等訪問支援についての保育所等へのサポートでございますが、児童発達支援センターで実施する保育所等訪問支援事業は、在籍をしていた児童に対する引き継ぎ的な療育指導として利用を考えております。就学前までセンターで利用し、就学した後の引き継ぎ的な支援という形で、センターの保育所等訪問は考えております。在籍していない児童につきましては、子ども家庭相談課で行う巡回相談や、また別の児童通所事業所からの保育所等訪問支援事業の活用を案内してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員【土山由美子議員】 ありがとうございます。対象年齢についてですけれども、1歳半健診とか3歳健診で発達の状況を捉えることがあると思うんで

すけれども、1歳半健診でそういうことを認識された場合には、その子はどのような流れになるのかということをお願いいたします。

○障がい福祉課長【鎮目光章】　まず、相談を受けるところが子ども家庭相談課に、流れからするとなるんですけれども、乳幼児健診だったり、例えば、保育園とか幼稚園から流れてくる場合もあるんですけれども、子ども家庭相談課の中で、どれぐらいの療育が必要かというような、そういった必要性を判断した上で、市内の発達支援事業をやっている事業所、現在9カ所ほどあるんですけれども、そちらのほうに案内していくような形になります。

以上です。

○委員【土山由美子議員】　ありがとうございました。対策は1歳半健診もあるということですね。

そうしましたら、基幹相談支援事業についてお伺いしたいと思います。一体どういうものなのか、大体の大まかな概要をお願いいたします。

それから、市独自事業とした理由について。近隣市と連携して設置するというような例もあると聞いておりますけれども、そうではなくて、市独自とした利用について。

それから、市独自とした基幹相談支援事業の趣旨や効果について、説明をお願いいたします。

○障がい福祉課長【鎮目光章】　基幹相談支援事業についての説明をということですが、基幹相談支援事業は、基本的に福祉サービスを利用していない者からの相談に対応し、その中で福祉サービスの利用につながるケースが生じた場合、初期情報を相談支援事業所に提供したり、障害児通所支援事業所との連携を行うなどの調整役になります。また、障がい者とくらしを考える協議会の中に、子ども支援部会という下部組織がございまして、そちらの運営を行い、関係機関同士のネットワークづくり及び児童に関する地域課題の整理などを行います。

2点目の市独自事業とした理由でございます。市独自事業というのは、予算上のお話で、基幹相談支援事業が、その事業の対価について、現在、国、県からの補助が設定されておりませんので、市の事業という位置づけになるということで、先日、単独事業という形でお話をさせていただいています。他市の場合ですと、一緒にやるというお話とかあると思うんですが、今のところ、市の相談支援事業所との話の中で、伊勢原市として1つ、そういう基幹相談支援を連携してやっていこうという話で進んでおります。

3点目の基幹相談支援センターの効果についてということですが、現在、市内には、障がい児のほうになります。相談支援事業所が7カ所あります。そこでは、主にサービスを利用する児童への対応になりまして、個別の利用計画を作成し、定期的なモニタリング等を行っています。相談機能としては、サービスを利用する方だけでなく、一般的な相談にも対応することが重要であり、それは虐待の防止や早期発見等につながるなど、その効果は高いものと考えております。現在は基幹相談の役割を市で担っているところですが、専門の相談機関に委ねるこ

とで、豊富な経験と専門性を生かした柔軟な対応ができると考えています。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 私のほうからも何点か質問させていただきます。

まず、今のお話に関連するのかもしれませんが、発達支援事業として、市として設置しているのには、もう1つ、すこやか園があるかなと思いますけれども、今回設置する支援センターとの役割分担とか支援の連携について、どう考えているのか、お伺いできればと思います。

それから、2つ目として、法が変わって、支援センターを設置しなきゃいけなかったんですが、なかなか、今までできなかった。その理由の一つに、先ほども話がありました給食室の設置という話がありましたけれども、給食室をどういうふうに考えたらいいか。要は、デリバリーで持ってくるものも、一回そこに入れば給食室なのか、そこでしっかりとつくらなきゃいけないという施設なのか、給食室の考え方についてお伺いできればと思います。

それから、本市としては初のセンターとなりますが、近隣市では既に支援センターを設置し、本市児童も今まで受け入れられていたわけですが、今回の設置に向け、他市の設置上、運営上の課題等についてリサーチし、反映する部分がありましたらお伺いできればと思います。

まずは3点お願いします。

○障がい福祉課長【鎮目光章】 1点目のすこやか園との役割分担でございます。今回設置する児童発達支援センターにおいては、基本的に週5日を通して利用していただき、保育所と同様、1日を通して児童の預かりを行いながら、集中的な療育指導を行います。また、すこやか園が行う児童発達支援事業は、同様の施設として市内に9カ所ございますけれども、それぞれが特徴を持った形で、週1回から週3回、または個別指導などを、対象児童に合わせた形で療育指導を行っており、中には保育所等と併用しながら利用している児童もいらっしゃいます。対象児童に合わせて、保育所等と併用した形の療育指導が必要なのか、集中的な療育指導が必要なのか、それぞれの事業所の機能、特性を踏まえた上で役割分担し、連携を図りながら利用調整を図ってまいりたいと考えております。また、就学後についても切れ目のない支援が提供できるよう、保育所等訪問支援を活用して、学校等へ出向いて指導を行ったり、また、放課後等デイサービス事業所等とも連携を図ってまいりたいと考えております。

2点目の給食室の考え方でございます。すこやか園が開設されたのは昭和57年で、当時は直営で児童発達支援、当時は児童デイサービスという名称でございましたが、これを実施しており、今回設置する児童発達支援センターは、県が実施する障害児通園施設という扱いでございました。こちらについては、県の児童相談所が管理していた時代があります。したがって、本市においては、この児童発達支援センターという設置は考えていなかったところでございます。給食室につきましては、児童発達支援センターで実施する必須となりますが、自前で実施するか委託をするかというのは、両方ともできることには、なっております

ので、事業者と相談しながら、こういった形で提供できるかというのは、これから検討したいと思います。給食室については給食設備を設けなければいけませんので、単純なシンクが2つあってとか、そういう形ではなく、配膳ができるような給食設備という形で設置は必要になってきます。

3点目の近隣市などからの反映する部分ということでございますが、近隣市で公設でセンターを設置しているところは少ない状況です。施設の運営方法について、多様化するニーズを的確に柔軟に対応し、専門性の確保によるサービスの向上を図るために、直営ということではなくて、民間事業者への業務委託が望ましいのではということで委託としました。また、他施設で共有して重要視されていたことが、専門職の配置、それから、相談機能の充実、送迎の確保、これらが課題とされておりましたので、本市においてもそのことを踏まえて運営してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 ありがとうございます。

それから、次に、第5条に、(2)、(3)ともですが、ここでいくと「公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある」とか、「建物、設備又は器具を損傷するおそれがある」という、実は言葉が書いてあるんですけども、今回の施設自体が児童の発達支援センターという部分でいけば、そういうお子様も来る可能性はあると私自身は捉えるんですけども、これらについて、利用を拒むことができるという部分の考え方について、捉え方なのかもしれませんが、そのことについて、まず、お伺いできればと思います。

それから、2つ目として、先ほども支援員について、支援員の方々の能力は非常に重要だと思うんですけども、この支援員自体、今まで伊勢原市は、ほかの施設はあったにしても、どのように募集を行うのか。または、募集人員が集まらなかった場合、先ほどから10人規模の3教室という話がありましたけれども、その辺に変更が発生してくるのかどうか。

その辺について、まず2点お伺いします。

○障がい福祉課長【鎮目光章】 1つ目の第5条の解釈ですが、公の秩序というのは、社会の決まり、善良な風俗というのは、よいしきたりということになりますが、家族支援であったり、相談支援の際に大人の方が利用される。主に保護者が対象になるかとは思いますが、そういった方が禁制品を持ち込むおそれがあるときとか。（「禁制品」の声あり）銃器類とかですね。そういったものになると思うんですが、そういったものとか、施設の利用上のルールを守らない、それから、管理上の指示に従わないなど、そういったときを想定した規定でございます。

2点目の支援員についての募集の仕方、それと事業内容の変更があるのかということですが、支援員につきましては、委託業務を受注した事業者が、ハローワーク等の求人などにより、人員を確保し配置いたします。募集人員が集まらない場合、年度途中での開所のために、支援員等、人員の確保が困難であるというの

は聞いているところです。事業内容の変更は考えておりませんが、例えば、人員確保が困難な理由で、期日までに応募できないなどあった場合においては、改めて応募資格、条件等を再検討する必要はあると考えております。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】　今回、委託になりますので、当然委託業者のほうでいろいろ動いてくれるというのはあれなんですけれども、当然委託する側は行政というか、市になりますから、そこはしっかりと連携していただいて、最近保育園の件もそうなんですけれども、保育士がなかなか集まらなくて、年齢とか人数とか、そういうところがなかなかできないという状況もありますから、しっかりとその辺については、市と連携をとりながら進めていただければと思います。

それから、先ほども改修費について5700万円という話があったんですけれども、今回、中央保育園跡地に係る改修費用、これ以外のところでどのように考えて、どのぐらい必要経費がかかると考えているのか、お伺いできればと思います。

それから、最後に、今まで伊勢原市が他市に頼んでいたんですけれども、今回この施設をつくることによって、他市からの受け入れについて、どう考えているのか、お伺いできればと思います。

○障がい福祉課長【鎮目光章】　今回の5700万円の内訳でございますが、先ほどの細かい経費の金額は、先ほどお話ししたとおりですが、駐車場の整備工事費用としては291万5000円を、子ども育成課で計上されております。それから、大きいところでは、児童発達支援センター業務に係る委託料については4999万円を見ております。大規模な改修については考えておりません。

2点目の他市からの受け入れの考え方です。定員につきましては、先ほどお話ししたとおりでございますが、市内の方を優先に考えておりますので、他市からの受け入れについては考えておりません。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】　まず1つが、今回、中央保育園自体を廃止にした、施設的に狭い、駐車場がないというのもあったんでしょうけれども、老朽化というのを最初に、たしか説明してきたと思うんですけれども、老朽化に対し、施設の修繕をしないということがちょっと理解できないんですよ。要は老朽化して、危ないという言い方も変ですが、使えないという判断の中で、どうするかという判断をしたんじゃないかなと思うんですけれども、そこについてどう考えているのかというのを1つ。

それからもう1つが、今、他市から受け入れないという話だったんですけれども、今、伊勢原市自体が他市に依頼している中で、他市を受け入れないという考え方って、それ、よろしいのかどうか。今までは県の施設なのかもしれませんけれども、その考え方、本当にそれで伊勢原市としていいのか。次、じゃ、もう伊勢原はもういいですと言われる状況というの。これだけじゃないんですけれども、それ以外でも、例えば、平塚市、秦野市とはいろんな部分で連携を多分して

いるんだと思うんですよ。いろんな施設が伊勢原にはないというところで。その中で、今の考え方、本当にそれでいいのかどうかを確認をもう一回お願いします。

○子ども育成課長【大山剛】　それでは、1点目の中央保育園の老朽化に関するご質問でございますが、中央保育園のるるご説明させていただいているように、耐震等については大きな問題はないということで、ただ、中央保育園は、今、定員が120名の保育所として運営しておりまして、細かな修繕は、やはり出てきています。例えば、雨漏りであるとか、鍵がふぐあいになっているとか、そういう細かな修繕は日々行っているわけですがけれども、今後も120名のお子さんを受け入れるには、少し施設が老朽化しているということでございますが、今回児童発達支援センターの定員が30名ということで、施設も一部を利用しまして、この事業を実施するというので、そういった意味からすると、今後も10年程度は十分使えるであろうという見込みでもって、今回の事業を実施すると至ったものでございます。

以上です。

○障がい福祉課長【鎮目光章】　他市の方の受け入れでございますが、まず、優先ということで第一に考えておりまして、実際は市のほうで支給決定するときには、児童発達支援センターを利用していいですという受給者証が出て、その後、どこの施設を使うかについては、見学をしたりして、本人たちが選択することになります。市の方については、選択肢の中でなるべく伊勢原市のほうを使ってほしいということで促しをします。同じように他市の方についてもそういった調整をする中で、伊勢原市が使いたいということであれば、事情を聞いた上で、そのときに応じて判断はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○保健福祉部長【小林幹夫】　基本的に、現在、他市の施設が使えるというのが、他市は市が運営しているものじゃなくて、民間がやっている部分になりますので、そこところは、民間の運営の中で、そういった児童の優先順位を考えた中で受け入れをさせていただいているという状況がございます。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】　ありがとうございます。受け入れないという言葉と優先順位という言葉だと全然聞いたイメージが違いますし、拒否するのとぱっと受けとめちゃった関係があるので、もちろん伊勢原を優先させていただいて、相手は民間だという話なんですけれども、当然、例えば、伊勢原市でも、岡崎あたりに住んでいる方で、向こう側に近くにはない人であれば、当然伊勢原のこっちに來たほうが近いとかという方も、当然それは選択に入ってくるのだらうなと思えますから、そこはうまく、伊勢原がいっぱいであれば、当然お断りするのでしょうかけれども、もし伊勢原があいているような状況であれば、それはしっかりと調整しながらという話に多分なるんだと思いますので、その辺はしっかりと連携しながら進めていただければと思います。

○委員【大山学議員】　それでは、議案第9号について、何点か質問させてい

たきます。

それでは、まず、前段として、今回の条例改正の第3条において、第1号から第5号まで列記されていますが、その詳しい説明をお願いしたいことと、特に第5号に関しては、市長が特に必要と認める事業と記載されていますけれども、これに関しての説明をお願いいたします。

○障がい福祉課長【鎮目光章】 条例第3条の実施事業の詳しい説明ということでお答えします。第1号の児童発達支援を行う事業につきましては、療育指導が必要な子どもに対し、児童発達支援センター、または、児童発達支援事業所に通わせて、日常生活における基本的な動作の指導、例えば、移動、食事、排せつなどになります。それと、知識技能の付与として、物事の機能を知る、形の大きさ、色の違いを習得する、そういったもの、それと集団生活への適応訓練として、他者とのかわり、一緒に遊んだり、ルールを守る、こういった訓練指導を行うものになります。

第2号の保育所等訪問支援を行う事業とは、児童が集団生活を営む施設、保育所、幼稚園、小学校などですが、こちらにおいて集団生活に適用できるよう、保護者や保育施設、学校の職員からの依頼に応じて専門職員が対象施設へ訪問し、対象児童の集団生活での状況を確認して、担任の先生等も交えて、今後の対応について指導だったり助言をするものになります。

第3号の障害児相談支援事業とは、児童の心身の状況、置かれている環境、保護者の障害児通所支援サービスの利用に関する意向など、これらの事情を勘案して、利用するサービスの種類及び内容等を定めた計画を作成するものになります。

第4号の特定相談支援事業は、障害者総合支援法を根拠とするもので、18歳未満の児童を対象とする障害福祉サービス、これは大人のサービスと共通になりますが、居宅介護だったり短期入所、これらを利用する際に、その利用に係る計画相談支援の対象となってきますので、規定しているもので、内容は、今ご説明した第3号の障害児相談支援事業と同じものになります。

第5号の市長が特に必要と認める事業につきましては、相談支援機能の充実を考え、児童の成長に関する相談、保護者自身の悩み、家族支援などの一般的な相談支援を行う事業を考えております。また、基幹相談支援事業として、障害児通所支援事業所との連携、それから、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の子ども支援部会の運営、これらを考えております。

以上です。

○委員【大山学議員】 事業の内容はわかりました。私自身の印象でしかないんですが、そういう支援の必要な児童が多くなってきたのかなという印象を受けるんですけども、これは社会環境の変化なのか、それとも医療関係の診断が発達して、子どもたちの発達障がいが発見しやすくなったのか、その辺はよくわからないんですけども、今後、対象者はどのように変化を見込んでいるのかということを一問質問いたします。

○障がい福祉課長【鎮目光章】 対象者の見込みということですが、児童発達

支援事業の利用者の状況ですと、平成27年に206人、平成28年に211人、平成29年度に251人と年々利用者がふえているところでございます。そういったところから、利用者についても、今後も増加していくものと見ています。

以上です。

○委員【大山学議員】　　そうすると、今、平塚市と秦野市の事業者にそういう支援の必要な児童たちが行っているということですのでけれども、今回定員が30名の施設を伊勢原市がつくるということで、30名、これ希望者がオーバーした場合ほどのような対応をされるのか、お伺いします。

○障がい福祉課長【鎮目光章】　　先ほどもお答えしましたが、30人を超える場合は、近隣市の施設もございますので、そういった施設も含めて、相談支援をしながら、利用者の調整を行っていきます。

以上です。

○委員【大山学議員】　　そうするしかないということなんですけれども、先ほど他委員の答弁の中で、施設の老朽化……。

○保健福祉部長【小林幹夫】　　その前に。すみません、先ほど児童発達支援事業を利用されている児童が平成27年は206人というような数字をお話しさせていただきましたけれども、これは児童発達支援事業自体を利用されている方になりますので。ただ、この児童発達支援センターを利用される定員というのは、先ほども説明しましたけれども、相談等を受けた中で、そういった支援が必要だというような判断のもとに利用される方が数になりますので、さっき言った206人と定員の30人のほうの児童発達支援センターの人数とはちょっと違いがあるという部分をご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員【大山学議員】　　それにしても、きめ細かな支援が必要な児童は、今後ふえていくという見込みをされているのですから、それに対してのケアは必要なのかなと思います。

先ほど他委員の中で、中央保育園の昭和45年に建設されて、老朽化が懸念されるということで、事業の継続はどのようにされているのかという質問がありましたけれども、公設で行っている市は少ないと答弁もありましたし、また、建てかえが必要な場合は、それなりの予算的な措置も必要なのかなと思います。それに関して、民営化の見通しだったり、建てかえだったりという、早期に検討結果を出す必要があるのではないかと思います。10年なんて、あっという間に過ぎてしまうので、その辺の、もし考え方、計画等がありましたら、ご説明をお願いいたします。

○保健福祉部長【小林幹夫】　　委員言われるとおりだと思います。一応10年という見込みの中で、今、事業を進めさせていただいておりますので、速やかにそういった事業継続に向けた検討は進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員【大山学議員】　　速やかにということで、具体的な数字は今、出てこな

いとは思いますがけれども、先ほども言ったように、10年という期間はすぐ過ぎてしまいますし、建てかえなら、それなりのかなりの金額の予算措置をとらなければいけないということなので、その辺の考え方は早期に検討して、結果を出していただきたいと思います。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 それでは、第9号について質問させていただきます。

まず、第3条（5）の「前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業」とありますが、具体的にどのようなことを考えているのか、また、他市の事例を伺います。

2点目、第4条（4）「計画相談支援対象障害者等（18歳未満の者に限る）の保護者」とありますが、本会議の答弁で、就学前の児童について受け入れを行い、乳幼児の利用を重要と考えているようですが、どのような内容について、現在よりも充実させていくのか伺います。また、18歳未満の者に限るとの内容について伺います。そして、就学児童については放課後等デイサービスの利用につながって考えているようですが、内容について、現在よりも充実させていくのか伺います。

3点目、第4条（5）「その他市長が認める者」とありますが、具体的にどのようなことを考えているのか、また、他市の事例を伺います。

まずは3点伺います。

○障がい福祉課長【鎮目光章】 では、3点の質問にお答えします。

1点目です。第3条第5号の説明ですが、この部分につきましては、相談支援機能の充実を考え、児童に関する一般相談が基幹相談支援事業という形になりますが、この事業委託について考えております。他市におきましては、就学児を対象とした放課後等デイサービスや一時預かりの日中一時支援事業などを実施している市町村もあります。

2点目になります。答弁で申し上げた未就学児童を対象とするという内容は、通所による療育指導を行う児童発達支援事業の部分になります。現在、療育指導の必要性の高い児童が毎日通う療育施設が市内にないことから、新規にセンターを設置し、幅広い療育体制を整備しようというものになります。なお、相談支援事業につきましては、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用するものがありますので、18歳未満を対象としております。また、発達に不安がある児童の保護者等が就学後に初めて相談するような場合など、基幹相談支援機関として児童通所サービス等の情報提供及び相談支援事業所との仲介を行うなど、専門性を生かした相談支援機関がふえるということで、相談機能は充実すると考えております。

3点目の条例第4条（5）の説明になります。第1号から4号までに掲げるものの以外の法定サービスを利用していない児童の保護者や支援者などを考えております。他市におきましても、相談支援事業を実施するというので、同様の利用

者が想定されます。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 次、行きます。本会議の答弁で、サービス量の安定のため、民間に委ねることが効果的であり、プロポーザル方式で決定していきたいとのことですが、具体的に話があった民間事業者はいるのか、また、プロポーザル方式で委託できない場合はどうするのかについて伺います。

2点目、専門職の配置について詳しく伺います。

○障がい福祉課長【鎮目光章】 2点のご質問にお答えします。

応募についてですが、児童通所支援事業等の経験のある法人を想定しております。現在、数カ所から応募に関する相談を受けているところです。期日までに応募がなかった場合は、応募資格、条件等を再検討し、再度公募を行いたいと考えております。

2点目の専門職の配置についてでございます。専門職の配置については、児童指導員及び保育士のほか、児童の成長や社会適応に関する専門的な相談に対応するための臨床心理士または臨床発達心理士の配置を考えております。各障がいに対応できる専門職で、例えば、難聴児に対応する場合の言語聴覚士や運動機能の改善に対応する場合の理学療法士、作業療法士などの配置につきましては、今後の利用状況等に応じて検討していきたいと考えています。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 今の専門職について伺いたいんですが、児童発達支援センターの最低基準及び指定基準ということで、嘱託医を配置するというような内容も検討課題に挙がっているんですけども、そのことについての見解を伺います。

○障がい福祉課長【鎮目光章】 指定基準の中に、本会議の中でもお話ししましたが、嘱託医は1人以上ということになっておりますので、そちらも配置していただくと考えております。

○委員【中山真由美議員】 次に、市民への内容の周知方法について、詳しく伺います。

2点目、駐車場について、支援センター内に配置予定とのことですが、具体的な場所と台数を伺います。

3点目、条例制定後の計画について伺います。

○障がい福祉課長【鎮目光章】 市民への周知方法でございますが、広報やホームページへの掲載により周知を行いますが、利用対象者または利用の可能性のある方には、相談支援事業所や療育施設などを通じて、対象者を絞って情報提供と周知依頼を行っていきたくと考えています。また、地元自治会や近隣住民へも説明を行っていきます。

2点目の駐車場についてでございます。園庭の東側半分を送迎用の駐車場として整備をします。送迎用のバスも停車する関係から、4台程度の駐車が可能と考えています。

3点目の条例制定後の計画ですが、条例制定後は、10月の開設に向けて順次準備を進めていきます。プロポーザル方式による受託業者の選定、他市施設利用者の意向確認、他市施設との利用調整、受託業者との業務内容、施設管理方法等の調整、施設利用者の決定、受託業者との業務委託契約という流れで進めていきます。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 それでは、駐車場の設置についてですけれども、具体的には園庭の東側半分を駐車場スペースにとるとのことなんですが、これはこちらの児童発達支援が園庭で何か体を動かすとか、そういう運動機能を充実させていく際には、スペース的には確保されている基準内のものなのか、まず1点伺うのと、利用施設について、現行基準では浴室またはシャワー室も設備するようにしておりますが、本センターについての設置を伺います。もう1つ、また、難聴を障がいとする場合は聴力検査室を設置する基準となっておりますが、このことも確保されているのか。まず3点伺います。

○障がい福祉課長【鎮目光章】 駐車場のスペースと屋外の遊戯場所のスペースということですが、屋外遊戯場につきましては、特に何㎡以上とか、そういうものはございませんので、大丈夫だと思います。それと、公園等近くにあれば、それでも構わないということになっておりますので、近くに金山公園がございますので、そちらでも利用できると考えております。

2点目のシャワー室等でございますが、支援に必要な設備及び備品ということですので、そのあたりはもう一度確認させていただきたいと思います。

あと、難聴児の対応をするための部屋でございますが、今のところは設置はありません。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 今のご答弁で伺いますと、まず、屋外スペースは、特にこちらの基準にも、必ず確保するというのはなかったもので、公園とかを使って、安全面を確保するというので確認させていただくのと、移動ということになりますので、施設から公園までの移動をきちんと安全面対策をしているということを確認すると、それから、今、浴室またはシャワー室も、まだ未確定ということと、難聴障害の方が受け入れてほしいというお話があったときのための聴力検査室というのは、今の段階は設置がまだ準備できていないということで、今後そういう検討をしっかりとされて、難聴の障がいを持つお子様の受け入れもしっかり対応できていくのかどうか、再度確認します。

○保健福祉部長【小林幹夫】 園庭とか屋外のスペースということで、公園の利用等も考えられるという部分になりますけれども、こちらの部分につきましては、安全面等はしっかりさせてもらった中で対応することは大原則だと思いますので、そこは対応させていただきます。

そして、難聴児に対します検査室の関係ですけれども、多分私が持っている資料では、設備基準というか、そういう中では、特に検査室を設置しなきゃいけない

いという部分の規定はないと思います。その他支援の提供に必要な設備、備品等の中での解釈になると思いますので、検査等につきましては、他の施設等も利用できると思いますので、そういった部分は、そういった他の施設も活用した中で考えていきたいと考えております。

シャワー室につきましては、やはりその他の支援提供に必要な設備及び備品等になると思いますので、今後そういった必要な部分を見きわめた中で、また、その部分は検討させていただきたいと思います。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 それでは、条例制定後の計画について、また伺います。今、計画等を伺ったんですが、いろんな他の委員からもお話があったとおり、本市は後発的に支援センターを設置することとなりましたので、医療的ケアの充実とか、そういう部分で相談事業の充実を、他市が取り組んでいるものを、すぐ今回取り入れられるような計画になっていないのがちょっと残念だと思われるので、再度医療的ケアや相談事業の充実、他市に匹敵するような、今、他市ではこういう取り組みを行っておりますというご答弁がありましたので、就学時や、また一時預かりというのは、他市でも既に実施されておりますので、本市でもぜひ今後の計画について、のせていただければと思いますが、その見解を伺います。

○障がい福祉課長【鎮目光章】 医療ケアにつきましては、現在、すこやか園におきまして、未就学児の児童発達支援を専門のクラスで受けております。そちらのほうで受け入れのほうは考えていきたいと思います。それと、そのほかの日中一時ですとか、その他の事業につきましても、市内の事業所の整備状況を見て、必要に応じて検討はしたいと思います。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 先ほどご答弁でもありましたとおり、すこやか園さんでは、週に1回から3回の支援を行っております。本市のセンターでは週5日の支援の充実を図っていく中でのすみ分けがあるとお話をされていましてので、今はすこやか園、他の施設でそのように行っているものを、本市で週5回の充実したサービスを計画で考えていくお考えを伺っております。

○障がい福祉課長【鎮目光章】 先ほどご答弁しましたが、新しくできる児童発達支援センターにつきましては、毎日の療育が必要であろうという、そういった方を受け入れる施設として整備し、それ以外の週1日、週3日、毎日でない方につきましては、すこやか園も含め、市内の児童発達支援事業所とあわせて利用をしていただくような形で進めたいと考えます。

以上です。（「了解」の声あり）

○委員長【山田昌紀議員】 ほかに。（「なし」の声あり）なしと認めます。それでは、質疑を終結いたします。本案についての意見等をお願いいたします。

○委員【斉藤裕樹議員】 私から意見を申し上げます。

地域生活を続けていく上で、支援を必要とする児童及びその保護者に対する、

ライフステージに沿った、切れ目のない支援の継続は重要であり、また、医療的ケアの必要なケースなど、発達の状態に応じて必要とされる支援は多様にわたります。児童発達支援センターには、地域の障がい児支援の拠点として、個々に応じた適切な支援を提供し、家族も含めた関係機関との連携を図れるよう、支援体制をしっかりと整備していただくことをお願いし、議案第9号に賛成の意見とさせていただきます。

○委員【宮脇俊彦議員】 今回の伊勢原市児童発達支援センターが設立されることは、平成24年以来の願いがかなったものであり、よいことだと判断します。定員が30名となっています。市民の願いがこれで満たされるのかどうか、よく検証してもらいたいと思います。定員の規模から入所判断するのでなく、伊勢原市の施設で市民の願いが実現できるよう検討していただきたい。さらに、ゆとりある対応、また、職員の配置ができるよう希望して、設置に賛成の意見とさせていただきます。

○委員【土山由美子議員】 地域で必要な支援を、家族を含めた対象として、週5日通所ができる施設としての児童発達支援センターは、本当に地域住民にとって利益のあることだと思います。専門性も含めて、市内で支援を必要とする対象児童、家族を支えていただくこの事業に賛成の意見といたします。

○委員【大山学議員】 それでは、議案第9号についての意見を述べます。

答弁の中で、今後、ケアが必要な児童の数が増加するという見通しは示されました。それに伴って、児童通所支援事業の利用者数も増加されるという見通しがあります。これに関しては一層の支援機能の充実が求められるところであります。今まで本市においては発達支援センターはなく、利用者は仕方がなく、他市に通所しなければならなかったということを考えると、保育園跡の利用ということで、古い施設ではありますが、本市が取り組んだことは評価いたします。先ほども申しましたとおり、施設は老朽化しているということで、10年程度の利用を見込むということですが、その後、どのようなことを本市がするのか、民営化になるのか、それとも、建てかえ等を検討していくのかということ早期に検討しなければならない時期に来ているのではないかなと考えますと、利用者の不安を少なくするためにも、この件に関しては見解を示していただきたいという意見を添えまして、本議案に対しての賛成の意見といたします。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 それでは、議案第9号について、私の意見を述べさせていただきます。

本条例の制定は、児童福祉法第43条に規定される施設で、心身の発達において特別な配慮が必要な児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を提供し、児童の心身の健全な育成に寄与することを目的とする児童発達支援センターの設置及び管理について、条例で定める必要が生じたためであります。

本市におきましては、支援を必要とするお子さんは増加傾向にあり、保健、福

祉、子育て、教育の部門が連携しながら、さらなる支援体制を構築していく必要があります。市民からも、支援の拡充については多くの声をいただいております。ここで、本市にも児童発達支援センターを設置できることは、市民福祉の向上、子育て環境づくりへ一歩前進に向かうこととなりますが、具体的な内容については、これからの提案となりますので、子どもの発育に不安を感じている保護者が、切れ目のない支援の中、地域で安心して子育てができる環境整備の拡充として、わかりやすい相談窓口の開設や早期療育と療育環境の充実が必要と考えます。今後、児童発達支援事業の利用者は大きく伸びることが見込まれます。児童発達支援事業を利用する皆様の立場に立った、きめ細やかな事業を行っていかれることを期待して、本議案に対して賛成といたします。

○委員長【山田昌紀議員】 ほかに発言はありますか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【山田昌紀議員】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

宋戸副市長並びに執行者の皆様、ご苦労さまでした。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【山田昌紀議員】 ご異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。

午前10時44分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成31年3月4日

教育福祉常任委員会
委員長 山田昌紀